

庄内広域水道企業団企業管理規程第22号

庄内広域水道企業団公用車管理規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団公用車管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）の公用車の適正な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(公用車の範囲)

第2条 この規程において「公用車」とは、企業団の所有する道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項及び第3項に規定する自動車で、企業団が所有し、又は借り上げて公用に供するものをいう。

(安全運転管理者及び副安全運転管理者)

第3条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の2第1項及び第4項の規定により、安全運転管理者及び副安全運転管理者を置く。

2 安全運転管理者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の9に規定する資格を有する職員のうちから任命する。

(運行管理者)

第4条 公用車の運行管理者（以下「運行管理者」という。）は、公用車の配置を受けた課長及び各所長とする。

2 運行管理者は、公用車の良好な維持管理に努め、安全かつ適切に運行するために必要な措置を講じなければならない。

(車両担当者)

第5条 運行管理者は、公用車1台ごとに車両担当者（以下「担当者」という。）を定め、安全運転管理者に報告しなければならない。

2 担当者は、運行管理者の指示を受け、公用車の整備及び保管に関する事務を処理するとともに常に良好な状態で使用できるようにしておかななければならない。

(運転者の遵守事項)

第6条 運転者は、運転開始前に点検を行い、その結果を庄内広域水道企業団公用車運転日誌（様式第1号）（以下「運転日誌」という。）に記入し、不良箇所があるときは、直ちに担当者に報告しなければならない。

2 運転者は、運行完了後直ちに運転日誌に必要事項を記入し、担当者を経て運行管理者に報告しなければならない。

(事故の処置)

第7条 運転者は、公用車の運行中に交通事故その他の事故が発生した場合は、法令に定められた処置をとるとともに、速やかに運行管理者に報告し、その指示を受けなければ

ならない。

(修理)

第8条 公用車の修理を必要とする場合には、運転者又は担当者は、運行管理者に報告し、その処置を求めるものとする。

2 運行管理者は、前項の報告があったときは、当該公用車を点検し、必要な措置を指示しなければならない。

(その他)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

